

平成 29 年 5 月 19 日

各 位

会 社 名 日 比 谷 総 合 設 備 株 式 会 社 代表者名 代表 取 締 役 社長 西村 善治 (コード番号 1982 東証第1部) 問合せ先 上席執行役員 管理本部 IR・広報室長 池知 宏志 (TEL 03-3454-2720)

役員向け業績連動型株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 5 月 19 日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、取締役および 執行役員(社外取締役および国内非居住者を除く。以下「取締役等」という。)への新たなインセンティ ブプランとして、業績連動型株式報酬制度(以下「本制度」という。)を導入することを決議いたしまし た。

これにより、当社は、本制度の導入に関する議案について、平成29年6月29日開催予定の第52回定時株主総会(以下「本株主総会」という。)に付議いたします。

記

1. 本制度の導入について

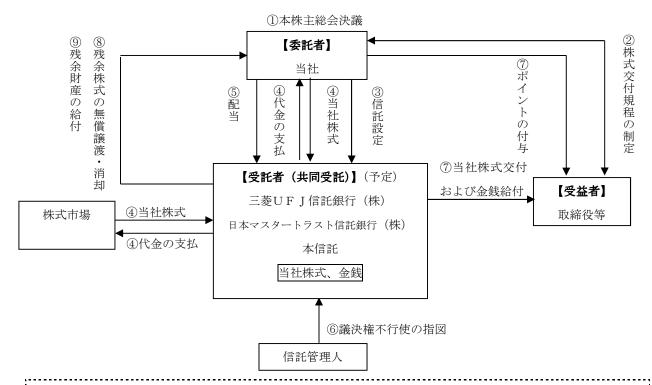
(1) 当社は、平成 29 年 5 月 12 日に、平成 29 年度から平成 31 年度までの 3 ヶ年を対象とする第 6 次中期経営計画を策定いたしました。

本制度は、中期経営計画の実現に向けて、取締役等の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、中期経営計画における業績目標達成および中長期的な企業価値向上への貢献意欲を高めることを目的に、取締役等へのインセンティブプランとして導入するものです。

- (2) 本制度の導入は、本株主総会において役員報酬決議に係る承認を得ることを条件とします。
- (3) 本制度では、役員報酬BIP (Board Incentive Plan) 信託(以下「BIP信託」という。)と 称される仕組みを採用します。BIP信託とは、欧米の業績連動型株式報酬(Performance Share) および譲渡制限付株式報酬(Restricted Stock)と同様に、役位や中期経営計画等の目標達成度 等に応じて、当社株式および当社株式の換価処分金相当額の金銭(以下「当社株式等」という。) を取締役等に交付および給付(以下「交付等」という。)する制度です。
- (4) 当社は、本制度の実施のため設定したBIP信託(以下「本信託」という。)の信託期間が満了した場合、新たな本信託を設定し、または信託期間の満了した既存の本信託の変更および追加信託を行うことにより、本制度を継続的に実施することを予定しております。
- (※) 本制度の導入により、取締役等の報酬は、「基本報酬」、「賞与」、「株式報酬型ストックオプション」および「業績連動型株式報酬」により構成されることになります。なお、業務執行から独

立した立場である社外取締役については「基本報酬」のみによって構成されます。

2. 本制度の概要



- ①当社は、本株主総会において、本制度の導入に関する承認決議を得ます。
- ②当社は、取締役会において、本制度の内容に係る株式交付規程を制定します。
- ③当社は、①の本株主総会決議で承認を受けた範囲内で当社の取締役等に対する報酬の原資となる 金銭を信託し、受益者要件を充足する取締役等を受益者とする本信託を設定します。
- ④本信託は、信託管理人の指図に従い、③で拠出された金銭を原資として、当社株式を当社(自己株式処分)または株式市場から取得します。本信託が取得する株式数は、①の本株主総会決議で承認を受けた範囲内とします。
- ⑤本信託内の当社株式に対しても、他の当社株式と同様に配当が行われます。
- ⑥本信託内の当社株式については、信託期間を通じ、議決権を行使しないものとします。
- ⑦信託期間中、中期経営計画に掲げる業績目標に対する達成度および役位に応じて、毎年、取締役等に一定のポイントが付与されます。また、一定の受益者要件を満たす取締役等に対して、毎年、当該取締役等に付与されたポイントの一定割合に相当する当社株式が交付され、残りのポイントに相当する当社株式については本信託内で換価した上で換価処分金相当額の金銭が給付されます。なお、取締役等は、本制度を通じて取得した当社株式を、退任後1年が経過するまでは継続保有する旨の契約を当社との間で締結することといたします。
- ⑧業績目標の未達成等により、信託期間の満了時に残余株式が生じた場合、信託契約の変更および 追加信託を行うことにより新たな株式報酬制度として本信託を継続利用するか、本信託から当社 に当該残余株式を無償譲渡し、当社は取締役会決議によりその消却を行う予定です。
- ⑨本信託の終了時に、受益者に分配された後の残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内で帰属権利者たる当社に帰属する予定です。
 - (注)受益者要件を充足する取締役等への当社株式等の交付等により本信託内に当社株式がなくなった場合には、信託期間が満了する前に本信託が終了します。なお、当社は、本株主総会決議で承認

を受けた範囲内で、本信託に対し、当社株式の取得資金として追加で金銭を信託する可能性があります。

(1) 本制度の概要

本制度は、平成30年3月31日で終了する事業年度から平成32年3月31日で終了する事業年度までの3事業年度(以下「対象期間」という。)(※)を対象として、中期経営計画に掲げる各事業年度の業績目標に対する達成度および役位に応じて、役員報酬として当社株式等の交付等を行う制度となります。

(※) 信託期間の満了時において信託契約の変更および追加信託を行うことにより、信託期間の 延長が行われた場合(下記(4)第2段落に定める。以下同じ。)には、以降の中期経営計 画に対応する各3事業年度をそれぞれ対象期間とします。

(2) 制度導入手続

当社は、本株主総会において、本信託に拠出する金額の上限および取締役等が付与を受けることができるポイント(下記(5)に定める。)の1年あたりの上限その他必要な事項を決議します。 なお、信託期間の満了時において信託契約の変更および追加信託を行うことにより、信託期間の延長を行う場合は、当社は、本株主総会で承認を受けた範囲内で、取締役会の決議によって決定します。

(3) 本制度の対象者(受益者要件)

取締役等は以下の受益者要件を満たしていることを条件に、信託期間中の毎年6月下旬に、所定の受益者確定手続を経て、付与されたポイントの50%に相当する数の当社株式(単元未満株式については切捨て)については交付を受け、残りの当社株式については本信託内で換価処分した換価処分金相当額の金銭の給付を受けます。

受益者要件は以下のとおりとなります。

- ① 受益者確定手続を行う日の直前の3月末日に当社の取締役等であること
- ② 在任中に一定の非違行為があった者でないこと
- ③ ポイント数が決定されていること
- ④ その他株式報酬制度としての趣旨を達成するために必要と認められる要件
 - ※ 信託期間中に取締役等が死亡した場合、その時点の付与されたポイントに応じた当 社株式について、そのすべてを本信託内で換価した上で、換価処分金相当額の金銭の 給付を、死亡後速やかに当該取締役等の相続人が受けるものとします。信託期間中に 取締役等が海外赴任により国内非居住者となった場合、その時点の付与されたポイン トに応じた当社株式について、そのすべてを本信託内で換価した上で、当該取締役等 が換価処分金相当額の金銭の給付を、本信託から受けるものとします。

(4) 信託期間

平成29年8月25日(予定)から平成32年8月31日(予定)までの約3年間とします。

なお、信託期間の満了時において、信託契約の変更および追加信託を行うことにより、本信託 の信託期間を当初の信託期間(3年間)と同一期間だけ延長することがあります。

ただし、かかる追加拠出を行う場合において、延長する前の信託期間の末日に信託財産内に残 存する当社株式および金銭(以下「残存株式等」という。)があるときは、残存株式等の金額と追 加拠出される信託金の合計額は、本株主総会で承認を得た信託金の上限額の範囲内とします。

(5) 取締役等に交付等が行われる当社株式等の数

信託期間中の毎年6月1日に、同年3月31日で終了する事業年度(初回は平成30年3月31日で終了する事業年度。)における中期経営計画に掲げる業績目標に対する達成度および役位に応じて、以下のポイント付与方法にしたがって、取締役等に一定のポイントが付与されます*1。また、取締役等には、付与されたポイントに応じて当社株式等の交付等が行われます。

- ※1 付与ポイント=役位別基準ポイント×業績連動係数^{※2}
- ※2 業績連動係数は、中期経営計画に掲げる各事業年度の連結営業利益および親会社株主に 帰属する当期純利益の目標を達成した場合を100%として、目標達成度に応じて0%から 200%の範囲で変動します。

なお、1ポイントは当社株式 1 株とします。ただし、信託期間中に当社株式の株式分割・株式 併合等のポイントの調整を行うことが公正であると認められる事象が生じた場合、分割比率・併 合比率等に応じて、1 ポイントあたりの当社株式数の調整がなされます。

(6) 本信託に拠出する信託金の上限および年間付与ポイントの上限

信託期間内に当社が本信託に拠出する信託金の上限金額は600百万円※1といたします。

※1 信託金の上限金額は、現在の取締役等の報酬水準を考慮し、株式取得資金に信託報酬および信託費用を加算して算出しています。

本株主総会では、当社の取締役等に1年あたりに付与されるポイント(以下「年間付与ポイント」という。)の総数の上限は130,000ポイントとして承認決議を行うことを予定しております。そのため、対象期間において、本信託が取得する株式数(以下「取得株式数」という。)は、かかる年間付与ポイントの上限に信託期間の年数3を乗じた数に相当する株式数(390,000株*²)が上限となります。

※2 上記(5)第2段落の調整がなされた場合、その調整に応じて、取得株式数の上限 も調整されます。

(7) 本信託による当社株式の取得方法

本信託による当社株式の取得は、上記(6)の信託金の上限金額および取得株式数の上限の範囲内で、当社(自己株式処分)または株式市場からの取得を予定しています。

なお、信託期間中、本信託内の株式数が各取締役等について定められるポイントに対応した株式数に不足する可能性が生じた場合や、信託財産中の金銭が信託報酬・信託費用の支払いに不足する可能性が生じた場合には、上記(6)の信託金の上限金額および取得株式数の上限の範囲内で、本信託に追加で金銭を拠出し、当社株式を追加取得することがあります。

(8) 取締役等に対する当社株式等の交付等の方法および時期

上記(3)の受益者要件を満たした取締役等は、信託期間中の毎年6月下旬に、所定の受益者確定手続を行うことにより、同月1日に付与されたポイントの50%に相当する数の当社株式(単元未満株式については切捨て)の交付を本信託から受け、残りの当社株式については本信託内で換価処分した換価処分金相当額の金銭の給付を本信託から受けます。なお、取締役等は、本制度を通じて取得した当社株式を、退任後1年が経過するまでは継続保有する旨の契約を当社との間

で締結することといたします。ポイントの付与後、当該ポイントに応じた当社株式等の交付等が行われる前に取締役等が死亡した場合、当該ポイントに応じた当社株式について、そのすべてを本信託内で換価処分した上で、換価処分金相当額の金銭の給付を死亡後速やかに当該取締役等の相続人が本信託から受けます。また、ポイントの付与後、当該ポイントに応じた当社株式等の交付等が行われる前に取締役等が海外赴任により国内非居住者となった場合、当該ポイントに応じた当社株式について、そのすべてを本信託内で換価処分した上で、当該取締役等が換価処分金相当額の金銭の給付を本信託から受けます。

(9) 本信託内の当社株式の議決権行使

本信託内にある当社株式については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権を行使しないものとします。

(10) 本信託内の当社株式に係る配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、本信託の信託報酬および信託費用に充てられます。なお、信託報酬および信託費用に充てられた後、本信託の終了時に残余が生じる場合には、取締役等のうち、本信託の終了に際して、所定の受益者要件を満たして信託契約に基づき本信託の受益者となった者に対して給付されることになります。

(11) 本信託の終了時の取扱い

業績目標の未達成等により、本信託の終了時に残余株式が生じる場合は、株主還元策として、 本信託から当社に当該残余株式の無償譲渡を行い、当社はこれを取締役会決議により消却するこ とを予定しています。

(ご参考)

【信託契約の内容】

①信託の種類 特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託(他益信託)

②信託の目的 取締役等に対するインセンティブの付与

③委託者 当社

④受託者 三菱UF J 信託銀行株式会社(予定)

(共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(予定))

⑤受益者 取締役等のうち受益者要件を満たす者

⑥信託管理人 専門実務家であって当社と利害関係のない第三者

⑦信託契約日 平成29年8月25日(予定)

⑧信託の期間 平成29年8月25日(予定)~平成32年8月31日(予定)

⑨制度開始日
平成 29 年 8 月 25 日 (予定)
⑩議決権行使
行使しないものとします。

⑪取得株式の種類 当社普通株式

②信託金の上限額 600 百万円 (予定) (信託報酬および信託費用を含む。)

13帰属権利者 当社

④残余財産 帰属権利者である当社が受領できる残余財産は、信託金から株式取得

資金を控除した信託費用準備金の範囲内とします。

【信託・株式関連事務の内容】

①信託関連事務 三菱UFJ信託銀行株式会社および日本マスタートラスト信託銀行

株式会社が本信託の受託者となり、信託関連事務を行う予定です。

②株式関連事務 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が事務委託契約書に基

づき、受益者への当社株式の交付事務を行う予定です。

以上